ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター 第 88 号 2022 年 10 月

HEADLINE

本号では、2022 年 8 月 3 日 (18 時~20 時) に開催された 2022 年第 2 回アジアビジネスローフォーラム研究会「国際協力と法の役割~より良い国際社会の実現を目指して」を取り上げました。日本ローエイシア友好協会、公益社団法人商事法務研究会及び当財団による共催のもと、アジアビジネスローフォーラム (ABLF) が主催したものです。Zoom を利用したウェブ会議方式にて開催されました。

(目次)

開会挨拶 ABLF 代表・日本ローエイシア友好協会会長 小杉 丈夫 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
講演1「法の支配を構築するために国際協力はなぜ必要か」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
講演2「ソフトパワーとしての司法外交」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
講演3 「国際協力と法の役割」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
講演4 「弁護士と弁護士会の国際協力活動」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
講演 5 「国連開発計画(United Nations Development Programme)」での仕事」 ・・・・ UNDP 危機局 法の支配・セキュリティ・人権専門官 稲垣 健太	18
質疑応答 ·····	21
閉会挨拶 ABLF 副代表 酒井 邦彦 ···································	26
司会 ABLF 事務局長、弁護士 島村 洋介	

【資料】 (リンクをクリックすると資料を閲覧できます)

- ・「法の支配を構築するために国際協力はなぜ必要か」(松尾弘氏)
- ・「国際協力と法の役割」(井出ゆり氏)
- ・「弁護士と弁護士会の国際協力活動」(山本晋平氏)

開会

(司会) 皆さま、本日はお忙しい中、アジアビジネスローフォーラム (ABLF) 研究会「国際協力と法の役割~より良い国際社会の実現を目指して」にご参加いただき、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます ABLF 事務局長の弁護士の島村洋介と申します。本日はよろしくお願いします。

本日の研究会では、大学、政府、援助機関、弁護士会、そして国際機関において、それぞれの立場で国際活動や国際協力に携わっている方々をお招きし、法が世界の平和と公正のために果たす役割、法分野での国際協力の実例、これからの法に携わる人々に求められる資質および国際協力へのエントリーポイントなどについて、お話しいただきたいと思います。ぜひ最後までお付き合いいただければと思いますので、よろしくお願いします。

初めに、幾つか本日の注意事項を申し上げます。本日の研究会は、機材の不調等により接続が 20 分切れた場合には、やむを得ず中止とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。研究会の録音・録画はご遠慮願います。研究会の内容につきましては、研究会終了後、国際民商事法センターのホームページで公開する予定ですので、そちらをご覧ください。講師の方々の各発表の後に質疑応答の時間を設けています。ご質問は画面の下のチャット機能を使ってお寄せいただきますよう、よろしくお願いします。

次に本日の進行について説明します。この後、小杉丈夫 ABLF 代表から開会の挨拶を頂きます。続きまして、本日の講師の方々からお話を頂きたいと思います。その後、皆さまからのご質問をお受けします。最後に酒井邦彦 ABLF 副代表から閉会の挨拶を賜り、8 時に閉会の予定となっています。

それでは小杉丈夫 ABLF 代表に開会のご挨拶をお願いしたいと思います。小杉代表、よろしくお願いします。

開会挨拶

小杉 丈夫 (ABLF 代表・日本ローエイシア友好協会会長)

ABLF 代表の小杉丈夫です。本日はコロナ禍、また酷暑の中、多数ご参集いただき誠にありがとうございます。

ABLF は、アジアと日本の架け橋、官と民の架け橋、世代間の架け橋という三つの目標を掲げて2020年に発足しました。今まで9回のセミナー・講演会を開催していますが、これまではどちらかという官と民に焦点を当て、日本やアジアの企業の活動を中心としたテーマを扱ってきました。今回は世代間の架け橋に焦点を当て、若い世代の方に国際活動への関心を呼び起こし、その背中を後押しし、サポートするという観点からプログラムを作っています。今朝聞いたところでは、130人の登録者のうち58人が大学生ということで、多くの若い方に参加していただいていることを大変心強く思っています。

現今の世界情勢を見ますと、ウクライナの問題、ミャンマーの問題、台湾の問題というように、物理的な力の行使が世界の政治・社会を動かす事態になっていますが、こういうときこそ法をベースにした秩序の構築、法による平和の達成が大事であろうと思っています。その意味で、今日の講演会は「法の支配 (rule of law)」が一つのキーワードだと考えています。そのような国際活動において日本人の活動が大いに期待されるわけですが、それにはやはり人材が必要であり、人の資源の厚みを増すこと、裾野を広げることが大切だと思っています。そういうことに本セミナーがお役に立てれば大変うれしく思います。

国際活動への関わり方は人によってそれぞれだと思います。私の場合は本業が弁護士で、国際活動はプロボノワークとして、本業の外でずっと関与してきました。1977 年から、LAWASIA というアジア・太平洋地域の法律家の非営利団体の活動に参加してきて、1997~1999 年は LAWASIA の会長も務めました。思い返してみると、ちょうど香港がイギリスから中国に返還された年でした。また、本日のセミナーの共催者である国際民商事法センターは、法務省のアジア法整備支援を民間からお手伝いしている財団ですが、その理事を1996 年から今に至るまで務めています。私の関わり方はそういう形でした。

さて、本日は講師に日本の国際活動の第一線で活躍されている方をお招きしました。それぞれ国際活動への関わり方やきっかけは違うと思いますが、皆さまパイオニアとしてチャレンジ精神を持って活躍されている方々ばかりですので、きっと有益なお話を頂けると思っています。講師の方々の経験を踏まえた熱い思いが視聴者の方々に伝わればうれしく思います。これをもって私の開会の挨拶といたします。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 小杉代表、ありがとうございました。それでは本日の講師の方々を簡単にご紹介したいと思います。慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘先生、法務省大臣官房審議官(国際・人権担当)の柴田紀子様、国際協力機構(JICA)スリランカ事務所次長の井出ゆり様、日本弁護士連合会国際業務推進センター国際公務キャリアサポート部会事務局長で弁護士の山本晋平先生、国連開発計画(UNDP)危機局法の支配・セキュリティ・人権専門官の稲垣健太様です。

それでは早速始めたいと思います。最初に松尾先生からお話しいただきたいと思います。 松尾先生、よろしくお願いします。

「法の支配を構築するために国際協力はなぜ必要か」

松尾 弘(慶應義塾大学大学院法務研究科教授、慶應グローバル法研究科(KEIGLAD)所長)

みなさん、こんばんは。ご紹介いただきました松尾弘です。私は民法と開発法学を専攻していて、慶應義塾大学のロー・スクール、法学部などでこれらの分野に関する授業を担当しています。ちなみに、表紙の写真は本学の旧図書館にあるステンドグラスで、下のオレンジ色部分の真ん中に、ラテン語で "Calamus Gladio Fortior"「ペンは剣よりも強し」と書いてあります。これは慶應の専売特許ではなく、類似の表現も含めて、歴史上色々な人物が様々な意味で用いてきました。時には権力者のペンによる一片の紙切れが、権力機構を通じて軍や警察の力を操ることも、時には著述家のペンによる著作が、多くの市民を動かして政治権力を左右することもありました。今日のお話の中心テーマは、法が政治権力をコントロールできるかということにあるのですが、文字で書かれた法がめぐりめぐって

政治権力よりも強い力を発揮することがあるのかどうかを、あるとすればその力の源泉は 何かについて、考えてみたいと思います。

私は高校時代まで体育会系で、柔道や陸上にのめり込んでいて、世の中のことに疎か ったのですが、何となく物足りなさを感じていた頃、ベトナム戦争をレポートした本田勝 一の『殺される側の論理』とか読んでみたら、人の命や財産が踏みにじられても泣き寝入 りになってる、ひでえ話だと思って、「不条理」(l'absurde)というものを感じました。しか し、そういう話があちこちにあって、こりゃ呑気に走ってる場合じゃないと思って、悶々 とするうちに、社会の仕組みを要約しているように思えた法律をやれば、すっきりした答 えがあるかも知れないと思って、法学部に進みました。しかし、なかなか手がかりがつか めず、悩みながら、研究を続けているうちに、今になってしまいました。現在の私の関心 事項は、誰でも・いつでも・どこでも人格や財産に対する権利が保護され、紛争が生じて も、法の根拠に基づいて納得のゆく解決が得られる世界、いわば法の支配ユビキタス世界 (the rule of law ubiquitous world: ROLUW) (後掲『開発法学の基礎理論』284-285 頁)に、ど うすれば少しでも接近できるかということにあります。恥ずかしながら、いまだに暗中模 索ですが、少なくとも私の疑問の出発点にあった「不条理」の感情を排除するためには法 が不可欠であることについては、確信を深めています。私の研究テーマの中心は、所有権 制度にありますが、法学、とりわけ開発法学は理論と実践が不可分の学問ですので、実践 活動として、国内外の法整備への協力にも力を入れてきました。これまではラオスやネパ ールにおける民法典の制定、国内では土地基本法改正や民法・不動産登記法改正などに、 国土審議会や法制審議会のメンバーとして協力してきました。

I はじめに――問題提起

2021年2月1日、ミャンマー国軍司令官が非常事態を宣言して以降、民主化要求運動の制圧、外国企業の撤退、民主活動家の逮捕や処刑、少数民族との戦闘といった痛ましい状況が続いています。また、2022年2月24日にロシア軍によるウクライナ侵攻が始まってから、住宅・学校・病院・原発や公共施設などの破壊による死傷者の増大、経済制裁、エネルギー・資材の価格高騰など、事態がますます深刻化しています。

生命・身体・自由や財産に対する一般市民の権利侵害を疑わせる権力行使に対しても、 法は無力なのか。政治権力をコントロールできる法の支配をどのように構築できるのか。 また、法の支配を実効性あるものとするために、国際協力がなぜ必要なのか。以下、この ことを考えてみたいと思います。

Ⅱ 法の支配とは何か

1. 法の支配の定義

まず、「法の支配」(the rule of law)の定義については、(a) 実体的定義と (b) 形式的 定義の対立が知られています。各定義の代表的論者であるR・ドゥオーキンも J・ラズも オックスフォードの法哲学をリードした学者ですが、形式的定義を支持するラズは、ルールをつくるためのルールに従って客観的に定められた法、それを解釈する公開された裁判手続、それを確実に適用する執行手続などの形式的要素を法の支配の本質とみました。

これに対し、ドゥオーキンは、法の内容が市民の権利の保護・実現に役立っているか

を法の支配の本質とみる実体的定義を支持しました。これは、形式的要素のみならず、法の内容まで取り込む点で厚い定義ともいわれ、ドゥオーキンは権利をベースにした理解とも呼んでいます。この意味の法の支配は「良い法の支配」(the rule of good law)でなければならないということになります。

これに比べると、形式的定義は、法の内容の良さまであえて立ち入らない点で薄い定義とか、ゲームの「ルールブック」のようなものともいわれました。私は開発法学の構想を練っていた当時、ラズのところで勉強していた時期がありますが、形式的定義をとるラズはよく法の支配はあたかも「ナイフ」であると強調しました。つまり、良いナイフは良く切れることが本質であるが、良く切れるナイフほど使い方を誤ると人を傷つける。法の支配も法が確実に執行され、実効性があることが本質であるが、執行力が高まれば高まるほど、その濫用の危険性も高くなる。この利点と危険性は不可分一体のもので、実体的定義のように、良い面だけを取り出すことはできないというのです。これは、ラズが法システムというものを、より大きな政治システムの一部と捉えていたことによると思われます。

このように実体的定義と形式的定義はその前提を異にしているために、どちらが正しい か決着をつけるのは困難に見えます。それを無視して、法の支配「とは何か?」という問 いかけをしても、あまり生産的ではないようにも思われます。そこで、なぜこうした見解 が対立するか、その背景を確認することが有益でしょう。

2. 法の支配の背後にある法と政治のジレンマ・緊張関係

(1) 法と政治権力との密接な関係

ラズがいうように、法と政治権力は切っても切れない関係にあります。なぜなら、①法は、集権化された政治権力によって執行されることなしには、絵にかいた餅にすぎないからです。しかし、②政治権力が集権化すればするほど、法による統御が困難になるというジレンマが生じます。D・ノースが「われわれは政治権力なしで済ますことはできない、しかし政治権力に耐えることもできない」というように、法と政治権力の間には、緊張関係以上の根本的ジレンマがあります。このジレンマの解決はおそらく時間のかかるプロセスですが、その解決を少しでも促す鍵はどこにあるのかが問題です。

(2) 開発のコンテクストにおいて政治権力の集権化が必要な理由

これに加え、開発プロセスでは、集権化された政治権力に、国内外の状況を熟慮して、 適切かつ迅速に開発政策を遂行することが求められます。これについては、すでにアリストテレスが『政治学』の中で、「最善の法律が支配する方が望ましか、それとも最善の人が支配する方が望ましいか」と問い、「熟慮を廻らすようなことについて立法するのは不可能な事に属する」と述べています。また、C・モンテスキューも『法の精神』の中で、 国家に「繁栄を与えるのは政治の良さだけである」ことを認めています。これは、法の支配が良い統治の問題の一部であることを示唆しています。

3. 開発のコンテクストにおける「法の支配」

私は、ラズの形式的定義もドゥオーキンの実体的定義も、法の支配に欠きえない要素を 含んでいると思います。もっとも、法の支配「とは何か」を哲学的に問うとそのいずれが 窮極的な本質かという論争になります。しかし、法の支配を「どのように構築するか」を 問う開発法学のコンテクストでは、両者を取り込んだ定義が可能であるように思います。それは「法の支配」が重層的で、段階的に発展し、動態的に変容するものとして理解する方法です。つまり、法の支配とは、①各社会に存在する既存のルールを踏まえ、②ルールに基づく合法的な(legitimate)立法(legislation)を行い、③そうした立法の解釈・適用・執行の組織を構築し、さらに、④法の内容の「正しさ」(rightness)を検証するシステムを備えたものと理解する見方です(前掲『開発法学の基礎理論』193-195頁)。

開発のコンテクストにおける「法の支配」は、このように「地層」のようなもので、より安定した法の支配を構築するための順序はあると考えられますが、各層の厚み、中身、堆積にかかる時間などは、各国の政治構造、経済状態、歴史的経緯によって大きく異なります。先進国には①~④が揃っているかも知れませんが、発展途上国にフルセットの法の支配の導入を求めるのは、乱暴な要求かも知れません。しかし、法整備支援の現場では、そういう要求がしばしば見受けられます。

つまり、「法の支配」にも国によって様々な形があり、一つとして同じ「法の支配」はないように思われます。

加えて、「法の支配」を外から持ち込むことはできず、各国の法の支配は各国の人々が、①の土台の上に、各国の事情に応じて、②、③、④と、自らのペースでつくり上げなければ安定した地層にならないということも忘れてならないでしょう。

Ⅲ アジアにおける法の支配

1. 「法による支配」(rule by law)と法の支配(the rule of law)

法の支配の重層的・段階的・動態的定義からみると、アジアにおける法の支配は違って見えてくる可能性もあります。しばしば、中国発祥の法家思想をベースとし、法を政治による統治の道具とみる「法による支配」(rule by law)は、政治をコントロールする「法の支配」(the rule of law)の対立概念であるというような見方もされています。しかし、「法による支配」も重層的な法の支配の第1層から第3層の要素として不可欠で、アジア的な法の支配の構築プロセスにおける「地層」の一部としてみることもできるかも知れません。近年は、ニューヨーク大学のJ・ウォルドロンらも、そのような柔軟な法の支配の見方を示唆しています。もっとも、それがさらに第3層・第4層へと積み重なってゆくか、それを促すプロセスとかかる時間が問題で、その点の難しさは小杉先生が先に指摘された例によく現れているように思われます。

2. 「法」観念の多様性と法「遵守」の理由の多様性

法の支配の見方を柔軟化するためには、国や地域、時代によって、「法」それ自体の観念が同じでないということも理解する必要があります。

法観念が同じでないということは、人々が法を守る理由、守らない理由も同じでないということです。これは、まさにモンテスキューの『法の精神』の中心テーマでした。そこには日本に独特な法観念や法を守る理由についての考察も含まれています。

なぜ人々は法を守るのでしょうか。一方では、(a) 不遵守に対して科される制裁への恐怖が、他方では、(b) 遵守によって得られる利益が上げられます。モンテスキューは、当時の日本について(a) 制裁への恐怖に注目しています。さらに、H・ケルゼン

は、(c) 遵守によって行われる行為への魅力を挙げています。

そもそも、法の前に権利があって、究極的には権利が法を生み出すのか、あるいは国家の法が権利を生み出すのかについても、国によって大きな相違があります。アジア諸国では後者の理解が少なくないことに、法整備支援の現場ではしばしば直面します。

このように法観念自体が同じでないことも、法の支配を各国一律に語ることはできないことの一因といえるでしょう。「法の支配」の定義は共通でも、そこに至るプロセスと時間、途中の形は様々であるという「柔軟」な理解が必要です。そのような時間のかかる法の支配の構築は、文化の創造に匹敵すると思われます。

3. 権威主義と法の支配

形成途上にある法の支配は、法が専ら政府による統治の道具として用いられることから、その姿を権威主義と特徴づけられることもあります。

最近はコロナ禍への対応をめぐって、どのような政治体制が有利かという議論の中で、(a)権威主義体制の方が、危機回避など緊急事態への迅速かつ効果的な対応に優れているという主張もしばしば目にします。

しかし、(b) コロナ禍に対しては、民主主義体制でも、規制ルールを透明化することにより、よく対処できている場合もあるという反論もあります。

もっとも、「権威主義」といっても多義的であることに注意が必要です。とりわけ、法 によるコントロールが不能な絶対主義体制(専制)と、法の執行に必要な、集権化された 「強い政府」とは別問題です。「強い政府」は「良い政府」の一要素として、法の支配に 不可欠の要素であることは、すでにラズのナイフの比喩が示しているとおりです。

4. 民主主義と法の支配

権威主義と同じく、「民主主義」も多義的です。例えば、2010 年末から 2011 年にかけて、チュニジア、エジプト、リビアなどで盛り上がった「アラブの春」の教訓が重要です。これらの国では、民衆の反政府運動が政権交代を生じさせましたが、その後民主主義が進展しているかは疑問です。はたして民主主義の真の意味は何しょうか。F・ハイエクは「昨日の少数派が今日の多数派になれる可能性」に民主主義の本質を見出しました。真の民主主義は、熟議を通じて、異なる思想・宗教・民族の共存を可能にする原理にあるように思われます。そこでは、マイノリティの権利保護にどこまで敏感になれるかが、真の民主主義の試金石になると考えられます。そうした多様性を尊重する姿勢は、大衆が政治的扇動に突き動かされ、専制的政治体制に陥ることへの最大の歯止めであると考えられます。このような真の民主主義は、国家間の平和共存の鍵でもあります。

Ⅳ 国際社会における法の支配

1. 国家における「法の支配」の構築と国際協力の必要性

「法の支配」の構築プロセスは、各国がその固有のペースで行うべきことは先に述べた とおりですが、そのことは、法の支配の構築への国際協力の意義を否定するものではあり ません。なぜなら、他国の法の支配の構築に協力することは、①相互に自国の法制度の長 所・短所を相対化して改善したり、②国際取引を円滑にするだけでなく、③今や各国にお ける法の支配の構築は、相互の国家安全保障にとって不可欠です。グローバル化が進む中で、「法の支配」の構築は最早国内問題にとどまらないものとなっていることを直視する必要があります。ここに、相互の主権を最大限尊重しつつ、法の支配の構築のための国際協力にコミットすべき理由があります。

2. 国際社会における法の支配のあり方

「国際社会における法の支配」の構築方法については、(a)世界政府の構築による国際秩序の確立が、強大な国による専制への危険性を常に孕むことから、むしろ、(b)一つでも多くの国家で法の支配を構築し、そうした国家の連合からなる国際平和が追求されてきました。これは世界政府をもつことなしに実現可能な地球的統治(global governance)の構想です。それはすでに、I・カントが『永遠平和のために』で提唱した「共和的な市民的体制」の国家による平和連合、また、これをベースにJ・ロールズが『万民の法』で提唱した「万国民衆の社会」の構想に示されています。ロールズはそこで、「民主制が確立された国家の間では戦争は起きない」という命題を提示しました。この命題がはたして現代も妥当するか、興味深いものがあります。

3. 戦争を抑止する要因と法の支配

ロールズは、戦争を抑止する要因として、①共有された民主制、②相互間の貿易と商取引、③国際機関・地域機関への加盟を挙げています。③は、NATOのように、時に火種となることもあり、②の効果も現段階では明確でない中で、①が重要であるように思われます。他国や市民の権利侵害をする国家と民主制の意義をどうやって共有するか。それはけっして容易なことではありません。ヴォルテールは、「この地上にはごくわずかの共和国しか見いだされないだろうと思います」と述べています。なぜなら、「人間たちがみずからの手で自分らを治める」ことができる場合はまれだからです。しかし、「何百万という市民はなにものかです」と述べ、希望を捨てていなかったように思われます。その共和国とは、「人びとが法律にのみ従う国家」であるとされています。

4. 勃発した戦争、武力行使と法の支配

一方、戦争が勃発し、武力行使による権利侵害が生じてしまった場合は、法の支配は最早無力なものでしょうか。私は、けっしてそうではないと思います。このような場面では、司法制度の役割が重要になります。すでに、国際刑事裁判所(ICC)は、2022年3月2日、ロシアのウクライナ侵攻が戦争犯罪に当たるとみて、捜査を開始しました。ロシアはICCの非加盟国で管轄権を受け入れていませんが、ウクライナ領で起きた戦争犯罪の捜査が可能です。また、国際司法裁判所(ICJ)は、同年3月16日、ウクライナに侵攻したロシアに対し、軍事作戦を直ちに中止するよう命令を出しました。その決定は拘束力をもちます。もっとも、その実効性に対しては疑問も提起されています。

しかし、追及の手を緩めないことが重要であるように思われます。なぜなら、国際法 違反や権利侵害の事実を消すことはできないからです。国際法違反や権利侵害の事実を探 求し、忘れず、法に従って判断を下すことへの強い意志、粘り強い実践と協力が、法の支 配を窮極的に下支えする最後の砦であるように思われます。国際社会における法の支配 は、そういうプロセスを経てのみ構築されてゆくものであるように思われます。

V おわりに――法の支配の構築に向けた国際協力のあり方

1. 地球的統治の要としての法の支配

カントは『永遠平和のために』の中で、共和的市民体制(民主制)国家による平和連合を提唱した際に、他国を制圧して一大強国になろうとする国は「地球規模の専制政治」か「脆弱な帝国支配」に帰し、「魂のない専制政治は、善の萌芽を根だやしにしたあげく、最後には無政府状態に陥る」と予言しました。この著作は 1795 年、当時ドイツのケーニヒスベルクで出版されました。

他方、2022年2月・4月・5月・8月と、ロシア軍はバルト海に面するロシアの飛び地カリーニングラードで、核弾頭の搭載可能なミサイル発射実験を行いました。そこはまさに旧ドイツ領ケーニヒスベルクで、今から277年前にカントが永久平和論を提唱した場所でした。これは地球的統治への大いなる挑戦のように思われます。

しかし、それに対抗する手段こそ、一つでも多くの国に共和的市民体制(民主制)を構築すべく、自分と異なる他者を尊重し、法に従って共存する「市民」の育成と能力強化が決定的な鍵を握るように思われます。

2. 国際社会における法の支配の構築へのコミット

そのために私たちができることは、①自らが民主的体制の「市民」となるべく、他者の歴史と文化を尊重しながら協力、共存することを模索すること、②そのために身近な国際協力を実践すべく、外国人労働者、マイノリティ、留学生など、権利保護や支援を必要とする者から話を聞き、市民の権利について語り、直接・間接に関わることであるように思われます。法整備支援との関わりも、その延長にあるといえるでしょう。

もっとも、③市民が自らの手で自らを治める国家の構築は、努力と時間を要する長いプロセスです。それは多くの市民の心の中における権利意識や法意識の醸成、かつ世代を越えたそれらの承継を必要とするでしょう。そのようにして承継可能な形へと制度化された市民の権利意識や法意識こそが、法の支配を形づくる「最小粒子」というべき実体なのではないかと、私は考えています。日本を例にとっても、そのような市民が育ち、政府をコントロールし、国家をマネージすることがいかに困難なことであるか、日本の過去を忘れず、背負い、教訓を引き出し、粘り強く前進する姿勢が重要であると思われます。

もしかするとそれは、A・カミュが『シシュフォスの神話』でいうように、「努力が不 毛だと解っていながら、なお辛抱づよく努力をつづけるという姿勢」に匹敵するものかも 知れません。しかし、たとえそうであったとしても、やはりカミュがいうように、「希望 を永久に回避することはできない」、つまり、希望を捨て去ることはできないように思わ れます。

(司会) 松尾先生、どうもありがとうございました。法の支配と政治権力の関係に始まり、最後には、法の支配の構築のために私たちは民主的な市民となり、外国人労働者の問題など身近な問題を考えていくという話をしていただきました。私たちも、大きい問題として法の支配の問題を考えるのと同時に、身近な問題としても考えていきたいと思います。

続きまして、柴田様にお話を頂きたいと思います。柴田様、よろしくお願いします。

「ソフトパワーとしての司法外交」

柴田 紀子 (法務省大臣官房審議官 (国際・人権担当))

皆さま、こんばんは。法務省で国際・人権分野担当の審議官をしています柴田といいます。「司法外交」の旗振り役をしています。軍事力や経済力以外で国際社会に影響を及ぼす力、ソフトパワーの一つとして「司法外交」という方針を法務省が打ち出すようになったのは比較的最近のことで、2014年ごろからのことです。

最近、コロナ禍のような、世界が一体となって取り組まなければいけない事象が起きています。ロシアによるウクライナ侵攻では、日々戦争の状況がライブで世界に共有され、同時にこの戦争についての捜査・裁判が進行し、またウクライナの中では戦いながらも各国からの支援を求めて復興を進めるという、これまで経験しなかったような動きがあります。そんな中、改めて違いや利害の対立を乗り越えながら、重要な価値観やルールを共有し、あるいは互いに理解し、共により良い社会に向かっていくには何ができるのだろうかということを日々考えさせられています。

今日は学生さんも多いと聞きましたので、私が現在こうした司法外交の旗振り役となるに至った経緯を紹介した後、現在の法務省の「司法外交」の取り組みについて簡単に紹介したいと思います。

元々、私は刑事事件に関わりたいと思って検事になりました。捜査・公判を担当してきましたが、いろいろな巡り合わせや出会いがあり、法務省の中のさまざまな国際分野に関わることになりました。今となれば国際分野の経験の方が長くなっているかと思います。 私が国際分野に関わるようになった出発点は法制度整備支援です。国内や海外で法制度整備支援に関わりましたが、その中でも原点とも言えるカンボジアでの経験について少し具体的にお話ししたいと思います。

今から 15 年ぐらい前、カンボジアの首都プノンペンに JICA の長期専門家として派遣されました。そこでは裁判官や検察官の人材育成に取り組みました。皆さんもご存じかと思いますが、カンボジアは 1970 年代のポル・ポト政権下でたくさんの人が命を失い、生き残った法律家は数人といわれています。カンボジアは、今でもそうだと思いますが、人材不足が深刻な問題です。

2003年に、裁判官と検察官を養成するための王立裁判官検察官養成校が初めてつくられ、私はこの養成校の支援をするため、カンボジアに派遣されました。そこでも教官人材不足が大きな問題でした。そこで私は、「教官候補生」という名前で王立裁判官検察官養成校を卒業したばかりの裁判官から優秀な裁判官を選抜し、集中的なトレーニングを実施し、教官の人材を中長期的に養成するプロジェクトを提案しました。しかし、当初は現地の司法省や養成校の幹部からなかなか理解を得ることができず、大変な反発を受けたりもしました。しかし、活動を進める中で「教官候補生」が実力を付け、自然にそういったことを司法省や養成校も認識するようになり、その後、司法省や養成校のみならず政府全体が中長期的な人財育成の重要性を認識するようになりました。この「教官候補生」の育成制度は今も継続していると聞いていますが、ここで私は、文化や社会が違っても分かり合い、価値を共有することができるのだということを学びました。

数年後、私はタイにある国連の機関に勤務しました。ここではカンボジア、タイ、ベトナム、ラオスを主な相手方として、児童の性的搾取に取り組むプロジェクトのプロジェクトマネジャーなどとして活動しました。当時、そこでは、日本人は私一人で、国際機関というシビアの環境の中で勤務をする良い経験となりました。その後、帰国してからは、法務省内の、捜査共助や逃亡犯罪人の引き渡しなどを担当する部署での勤務を経て、新しく創設したばかりの「司法外交」の司令塔機能を担う官房国際課の課長となり、現在の審議官という立場に至ります。

「司法外交」を展開していくにあたって、当初、大きく二つの柱がありました。一つは、 法務省の中に「司法外交」を担う司令塔としての部署を新しく創設することです。これが 官房国際課です。それからもう一つは、5年に1度開催される国連の刑事司法分野最大の クライムコングレスという会議を2020年に日本に招致し、この年を「司法外交」元年とし、 これを起爆剤としてさらに「司法外交」を展開していくことでした。

「司法外交」が提唱された背景には、これまでの法制度整備支援の実績があります。元々この法制度整備支援は、われわれが何か見返りを求めてやっていたわけではなく、われわれも欧米からかつて学び、成熟した日本が各国から要請を受けて日本の知見を相手国に提供し、一緒になって法制度整備の協力をしてきたものです。こういった日本の姿勢は国内外で高く評価され、そこで得た相手方からの信頼は大変大きな財産となっています。こうした大きな財産をより発展させるために、「司法外交」という旗の下、指令的機能を持つ官房国際課を創設するに至ったわけです。

法制度整備支援で培われたネットワークは世界中に広がっています。例えば私自身の経験でも、カンボジアで一緒に仕事をした同志が現在も法司法分野の中枢、幹部として活躍しています。また、私が国連に勤務していたときには、言語や国連のお作法、文化という観点で欧米人のスタッフになかなか勝つことができない中、東南アジアの人たちとのネットワークという観点では私はとてもアドバンテージを持っていて、彼らに大変助けられたことが思い出されます。。

先ほど日本に招致すると申し上げたクライムコングレスは、京都で開催されるので、「京都コングレス」と呼ばれますが、本来は2020年に開催し、これを起爆剤に「司法外交」をより展開させることを考えていました。ただ、皆さまもご承知のように、コロナ禍で2020年に開催することができず、招致を決めた2015年から5年間準備を重ねてきただけに、開催延期となったときは大変つらい思いをしました。しかし、確か2020年の夏ごろに、2021年3月にコングレスをハイブリッドで開催する決断をしました。「バブル方式」といわれる、海外から招いた人を泡の中に閉じ込めるようにして空港、ホテル、会場で外部と接触させない方式を、当時世界的にも初めて採用した大きな国際会議だったのではないかと思います。。結果的に、感染者を一人も出すことなく、海外からも閣僚をお招きし、ハイブリッドの形で、コングレス史上最大の参加登録をもって無事に会議を開催することができました。

京都コングレスの後も、さまざまな取り組みを展開しています。京都コングレスの際に「ユースフォーラム」という若者によるコングレスも開催しましたが、この「ユースフォーラム」はその後も定期的に開催していて、今年も12月に開催予定です。日本が誇る保護司制度などに代表されるような再犯防止についての施策を、国連の準則として策定する営

みも行っています。

その他、力を入れているのが、国際機関等への人の輩出です。私自身、国連での勤務経験で日本人の絶対数の少なさを痛感しました。従って、お金を出すだけではなく、法務人材を国際機関に輩出し、また国際機関の政策決定に関われるような幹部を輩出したいと思っています。現在、官房国際課としては、ノウハウを蓄積し、さまざまな新しい国際機関を開拓し、そこへの人の輩出にチャレンジしています。

今日は国際機関に興味がある参加者もいらっしゃるかもしれませんが、国際機関で勤務するためには語学だけでは駄目で、海外での勤務経験も重要になります。そのため、若い層は例えばJPO、インターン、その上の層はP3、P4といったマネジメント、それから幹部はP5以上という、大きく分けると三つほどの層があるのですが、そういったキャリアパスのステップを基本的には順番に踏んでいくことになります。私の場合はタイでの国連機関勤務が初めての国際機関勤務なのですが、その前にカンボジアで法制度整備支援の経験がありました。JICAの長期専門家として2年と少しフィールドの経験があったので、それを最初のJPOインターン的なフィールドの経験としてカウントすることができました。

最後に、本日一番強調したいのが、2023年に行われる日 ASEAN 特別法務大臣会合です。 これが官房国際課において現在最も力を入れているイベントです。2023年は日 ASEAN 友 好協力 50周年、日ベトナム外交関係樹立 50周年、日カンボジア友好関係 70周年という記 念年です。これまで法整備支援をバイの関係で実施してきました。今後は、ASEAN 地域と の間で過去の法制度整備支援を振り返るとともに、今後のイコールパートナーシップにつ いても協議していきたいと思っています。

また、2023 年は日本が G7 議長国の年でもあります。日本はアジア唯一の G7 国です。 従って、日 ASEAN 友好協力 50 周年の特別法務大臣会合では、ASEAN のみならず、日本 が G7 の一つの国として、ASEAN と G7 との架け橋になるような営みも何かしたいと思っ ており、企画をしているところです。2023 年 5 月には広島でサミットも開催されます。日 ASEAN 特別法務大臣会合は 2023 年 7 月に実施を予定しています。ここで共同宣言やワー クプランなどを採択し、そのエキスを、年末に実施されると聞いている首脳会談の中にイ ンプットできればと思っています。

これまで法制度整備支援をはじめ「司法外交」に関わってきた身として、2023年の記念年に官房審議官として関わることができ、これも巡り合わせだなと大変感慨深く思っています。また、昨今のウクライナの情勢を受け、ASEANとの連携やソフトパワーの重要性を改めて考えているところです。今日聞いてくださっている皆さまにも、2023年の日ASEAN特別法務大臣会合をウオッチしていただき、機会があれば参加・協力していただければと思っています。

(司会) 柴田様、どうもありがとうございました。今後、日本が司法外交ということで、 法分野での国際協力に積極的に乗り出していくというお話を頂きました。ぜひ、若い皆さ んに司法外交の中で積極的に役割を担っていっていただければと思います。

続きまして、JICA スリランカ事務所の井出様にお話を頂きたいと思います。井出様、よろしくお願いします。

「国際協力と法の役割」

井出 ゆり(JICA スリランカ事務所次長)

JICA の井出と申します。今日はこのような機会を頂き、ありがとうございます。私は今、 JICA のスリランカ事務所におり、インドの東側の小さな島であるスリランカからお話しし ています。今日は、まず簡単に自己紹介をしてから、柴田審議官からも触れていただいた 法整備支援や、JICA スリランカ事務所の仕事などについて紹介できればと思っています。

私は2018年まで16年ぐらい弁護士をしていて、2019年にJICAに入構しました。社会人採用で、JICAの職員としては少し珍しいキャリアだと思います。十数年間の弁護士業務は非常に充実した楽しい日々だったのですが、自分がその後10年、20年と仕事をすることを考えたときに、若いときから関心のあった国際協力の世界でパブリックな仕事をしたいという思いがあり、転職しました。

JICAに入ってから3年と数カ月は、法・司法チームで法整備支援の案件を担当しました。 今年の6月にスリランカ事務所に配属になり、今はスリランカ事務所の次長という立場で、 農業、電力、防災、ジェンダーなど、幅広いセクターの業務に関わっています。私自身が 担当している案件もありますが、事務所の各チームをサポートするような立場で関わって います。とはいえ来たばかりなので、頭から湯気を出しながらいろいろとキャッチアップ している状況です。

JICA についても簡単に説明します。JICA は日本政府が実施する政府開発援助(ODA)の実施機関であり、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下に仕事をしています。主な事業として、まず有償資金協力があります。案件によっては数百億円規模の融資をし、例えば空港や発電所、道路などのインフラ整備を行うためのファイナンスを提供しています。次に無償資金協力という協力があり、相手国に資金を贈与し、学校や図書館、病院などを造る支援をしています。三つ目に技術協力があり、途上国の人材育成を通じて、その国づくりを支援しています。法整備支援はまさにこの分野です。

法整備支援が本格的に JICA の事業として始まったのは 1990 年代後半です。当初は法令の整備が中心的な事業内容となっており、ベトナムやカンボジアで民法や民事訴訟法の起草支援を行っていました。その後は、できた法律をしっかり運用していくために、例えば事実認定のトレーニングをしたり、裁判の書式例を作ったり、研修制度などを作る協力に移行していきました。近年では、司法アクセスの向上にも非常に力を入れています。法律ができ、それを司法機関が使えるようになっても、それが人々に届くようになるためには、法律扶助制度、弁護士会の強化、法令に関する情報の普及など、司法アクセスの向上に係る活動が非常に重要となります。また、近年では、「ビジネスと人権」が非常に重要なテーマになっており、企業でも様々な取り組みがされていると思いますが、法整備支援においても、ビジネスと人権の考え方を促進するような活動の重要性が高まっています。

これまで、JICAによる法整備支援は、東南アジアや中央アジアを中心に、民事司法、刑事司法、知財法、競争法など、幅広い分野を対象に協力を実施してきました。現在は新しい協力相手国として、バングラデシュやスリランカなど南アジア地域にも活動を拡大しています。さらに今後はアフリカでも新たに協力を展開していきたいと考えており、昨年はアフリカ地域でも複数の調査を行いました。

写真も見ていただきながら、法整備支援の実際の活動の様子を少しご紹介したいと思い

ます。例えばバングラデシュでは調停制度が正しく運用されるように、調停人のトレーニングを過去数年実施しており、模擬調停なども行っています。またスリランカでは、今年2月に刑事訴訟法が改正され、日本でいうところの公判前整理手続が導入されたので、これをどのように運用していくか、という点を含めた研修を行っています。

南アジアの課題として、訴訟遅延がひどく、裁判が終わるまでに 10 年、20 年かかって 当たり前という実情がバングラデシュにもスリランカにもあります。少しでも訴訟遅延の 解消に資するように、調停の普及や訴訟実務の改善、新たな制度の導入などに関する研修 を行っています。深刻な訴訟遅延の改善は、まさに司法アクセスの改善にとって非常に重 要なテーマであり、引き続きスリランカでも取り組んでいるところです。

2018年に『世界を変える日本式「法づくり」』という書籍を出しました。数年前までの情報となりますが、JICA が本格的に法整備支援を開始してから 20 年ほどの歩みをまとめた書籍ですので、ご関心のある方はぜひご覧いただければと思います。

次に、法整備支援にどのような方が関わっているかということも紹介したいと思います。今日は学生や若手の弁護士の方も多いと聞いているので、ぜひ今後のキャリアのご参考になればと思います。まず、現地には、最高裁や司法省、弁護士会など、私どもがカウンターパートと呼んでいる相手国の関係機関があります。このような現地の関係機関と日々一緒にプロジェクトを推進しているのが、現地に派遣されている専門家の方々で、例えば、法務省経由で派遣されている検察官、裁判官や、公募で応募いただいた弁護士の方、JICAの特別嘱託という期限付き嘱託のルートで専門家になる弁護士の方などがいらっしゃいます。また、現地で活動する専門家のほか、日本側にはアドバイザリーグループなどの形で、研究者、法務省ご所属の検察官、裁判官、その他弁護士などいろいろな方にアドバイスを頂き活動を進めています。本日ご登壇されている松尾先生にはこのアドバイザリーグループで非常にお世話になっています。

JICA の本部と現地事務所は、事業の実施主体として実施中の案件全体の管理を行うとともに、今後、どの国でどのような案件形成の必要があるのかということや、他のドナーはどんなアプローチで協力しているのかについて情報収集をしながら、プロジェクトのフォローをしています。

また、開発コンサルタントという方々がいらっしゃいます。法整備支援では、コンサルタントの方々と一緒に案件を実施する例はまだそれほど多くありませんが、JICAが実施する調査を、開発コンサルタントの方々と法律事務所のジョイントベンチャーという形で実施しただいた例があります。例えば昨年は、アフリカでビジネス法の協力を展開できないかということで、開発コンサルタントと法律事務所のジョイントベンチャーに委託して調査を実施しました。他にも、開発コンサルタントのチームに弁護士の方がメンバーとして参加していただき、チームアップして調査をしていただいた例もあります。今後、司法アクセスやアフリカ地域など、新しい分野や新しい地域での協力を実施するにあたっては、開発コンサルタントの方の力を得て、法律家の視点と開発の視点の両方を持って活動していく方法もあるのではないかと考えています。

このように、法整備支援には、法曹の方、研究者の方、開発コンサルタントの方など、 様々な関わり方があると思います。

次に、法整備支援を何のために実施しているのか、という点について考えていることを

少しお話しさせていただきたいと思います。法整備支援によって、きちんとした法律ができればいい、研修の制度ができればいい、マニュアルができればいいということではなく、やはり究極的には、多くの国で、松尾先生からお話しいただいた、法の支配が実現することを目指して活動をしています。松尾先生のお話にあった「法の支配」の定義でいえば、形式的な定義ではなく、実体的定義による「法の支配」として、良い法の下で権力者もそれに拘束され、究極的にはその国の人々の権利や自由が守られ、市民がエンパワーされる社会を作るために、法整備支援の活動を行っていく必要があると思います。今までの皆さんの話にもありましたが、近年では、権威主義の拡大や暴力の拡大、民主主義の弱体化がとても深刻な問題となっています。このような状況下で、危機感を持ち、どのように人々の自由や権利、最終的には平和につながる事業ができるのかということを日々考えて仕事をしていかなくてはならないと感じています。

本日は、スリランカからお話をさせていただいておりますので、JICA のスリランカでの事業についても簡単にご紹介させていただきます。スリランカにおいて JICA は約70年にわたる協力の歴史があります。スリランカは、日本とも非常にご縁の深い国です。ご存じの方も多いかと思いますが、戦後、1951年のサンフランシスコ講和会議で、当時スリランカの財務大臣であり後に大統領となるジャヤワルダナ氏が、「憎しみは憎しみによっては止まらない」というブッダの言葉を引用し、日本が国際社会に復帰するための象徴的なきっかけとなる演説を行いました。今まで日本に受け入れた研修員は1万4000名超、ボランティアは1100名超を派遣しており、各分野の専門家の派遣も3000名を超えています。また、インフラ分野での協力も非常に多く実施してきました。例えば水の分野では約350万人に安全な飲料水の供給をしており、電力や高速道路なども日本の協力で整備が進んできています。政府の職員を中心に多くの方が修士課程・博士課程で日本に留学しており、このように日本で学んだ方々が国づくりの重要な基盤になってくださっていると思います。スリランカの方々も日本に対して非常に感謝してくださっており、日本に対して非常に良い印象を持っている方が多いというのが、私がスリランカに来てからの2カ月で感じていることです。

最後のスライドでは、法律家がどのように国際協力に貢献できるかということを簡単にまとめました。主な関わりは法整備支援かと思いますが、裁判実務や司法分野に限らず、例えば環境やデジタル、金融など、国づくりのベースになる様々な分野の根底に法制度があります。法整備支援の中でも、例えば最近では、データの取引に関する法律問題など最先端のお話を弁護士の方にしていただいたこともありますし、基本法に限らず、様々なレベルで法律家の方にご協力いただいています。

また、インフラ分野では、JICA はレンダーの立場にありますが、コントラクター(ゼネコン)、開発コンサルタントなど、多くの関係者の方が関わってこの事業を支えています。インフラ分野では、複雑で高度な契約実務があり、法務面で関与される企業の方々の知見も、法律という意味での国際協力に非常に大きく貢献していると思います。そういう意味では法曹だけではなく、いろいろな分野の法律のスペシャリストの知見が国際協力を支えていると思います。

海外だけが現場ではありません。多くの大学で法学分野の留学生を受け入れていただい ておりますし、また、近年、日本にとって重要な課題となっている外国人との共生につい ても、JICA の取り組みに弁護士など法律家の方に関わっていただいております。このように、日本国内で国際協力に関与していただく場面も沢山あると思います。

今日ご参加の皆さん、主に学生の皆さんには、ぜひご自身の専門分野を磨き、研鑽を積んで国際協力の仕事にチャレンジしていただきたいと思っています。配布した資料にも参考資料やリンクなどを書いてあるので、ぜひご覧いただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 井出さん、どうもありがとうございました。わざわざスリランカから接続していただき、JICA について、特に法制度整備支援の現場と、法制度整備支援が究極的に目指すところについてお話しいただきました。

続いて、日本弁護士連合会の山本先生からお話を賜りたいと思います。山本先生、よろ しくお願いします。

「弁護士と弁護士会の国際協力活動」

山本 晋平 (日本弁護士連合会 国際業務推進センター 国際公務キャリアサポート部会 事務局長)

山本です。よろしくお願いします。少し肩の力を抜いて、なるべくテンポ良く、3 本の柱でお話ししようと思います。

最初に、弁護士の活動は色々であることを、2021年1月に発行された日本弁護士連合会のパンフレットで紹介したいと思います。冒頭の川村明先生はベテランの弁護士で、後ほど触れる国際法曹協会(IBA)の東アジア初の会長でもあった方ですが、その他に8名の若手・中堅の弁護士たちが紹介されています。弁護士は、ここで紹介している田中さんのように国際機関で勤務する働き方もありますが、他方で、国際家事事件を日本のオフィスで手掛けている高瀬さんのように、国内で法律事務所を構える働き方もあり、個人や企業など、それぞれの依頼者のために仕事をするというのが、弁護士の基本的な仕事の仕方です。その中に国際的な分野もあります。

樋口さんは中小企業の国際展開などを支援するため、独立して事務所をつくりました。 尾関さんは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所という大きな法律事務所の中国オフィスで勤務しています。岩崎さんは日本政府の中に入り、外務省で条約交渉などを担当しています。新田さんは東京以外の中小企業の国際的な取引などをサポートしています。前田さんは企業のインハウスということで企業内での仕事をしています。佐藤さんは法整備支援で専門家として、あるいは JICA でも働いた経験があります。

川村先生プラス8名の中堅・若手を紹介しましたが、この方々が全然別のキャリアパスを持っていて、かつ、そのどれか一つを選ばなければいけない、ということでは必ずしもないということはお伝えしたいと思います。ある仕事から他の働き方へ移っていくこともあり、つながりがある、広がりがあるというイメージを持っていただきたいと思います。その一つキーワードとして専門性があります。一つの専門性を持ちつつ、いろいろな仕事をしていくということです。専門性自体も狭く考える必要はありません。専門性は人によっていろいろなイメージがあり得ます。二つぐらいの専門的な分野があって、ある人は縦軸と横軸のイメージだったり、ある人は二つの円や楕円形のようなイメージだったりする

ので、専門性は大事ですが、あまり堅く考え過ぎない方がいいと思います。

もう一つ大事なのは、専門性の手前にある原点です。例えば、ある人と出会い、こうい う人になりたいと思ったなど、なぜその仕事がいいと思ったのか。そうした原点を大事に してほしいと思います。

次の話は「弁護士会」です。弁護士になり国際協力活動などをするとき、弁護士会がその一つの場になります。日弁連には単位会があり、例えば東京には三つの弁護士会があり、 各都道府県に弁護士会があります。各弁護士会も国際活動をしています。

オーストラリア弁護士連合会など、各国にも弁護士会があります。日弁連の関係委員会などに入ると、別の国の弁護士会の人との交流などに参加することができます。

それから、国際法曹団体等については、アジア弁護士会会長会議(POLA)や世界弁護士会事務総長会議(IILACE)は弁護士会の会長や事務総長にならないと参加できませんが、それ以外の国際法曹協会(IBA)、国際司法支援協会(ILAC)、アジア太平洋法律家協会(LAWASIA)、若手法曹国際協会(AIJA)、環太平洋法曹協会(IPBA)、国際弁護士連盟(UIA)の六つは、弁護士会としても参加していますが、個々の弁護士が参加することもできます。先ほどの川村先生はIBAの東アジア初の会長でしたし、樋口さんも同パンフレットの中で「IBAの活動も一つの重要な活動だ」と言っています。本日の冒頭にご挨拶された小杉先生は1997年からLAWASIAの会長を務められ、日本初の会長と認識しています。高瀬先生も国際ファミリーローの分野でLAWASIAなどで活躍しています。

国際法曹団体に参加すると、自分と専門分野や関心分野が類似している他の国の弁護士とのネットワークの場になります。また、最先端の議論などに触れることができます。例えばウクライナ問題について、世界の弁護士がそれぞれの分野でどういうことを考えているのかといったことも意見交換できます。さらに、セッションのスピーカーとして参加したり、大会の運営側に関与したり、プロジェクトに参加したりすることもできます。

IBA は「弁護士の国連」と呼ばれ、毎年1回の年次大会では各国から 5000~6000 人の弁護士が集まります。恐らく世界で最も大きな弁護士の国際会議です。LAWASIA はオーストラリアなども含めたアジア・太平洋の弁護士団体で、2017 年東京大会には約 1500 名の方が参加しました。それぞれ国際法曹団体に特徴があるので、自分の関心を踏まえ、どれに参加したらいいのか考えていただくとよいかと思います。弁護士会での活動は、冒頭の小杉先生の話にもあったように、自分が生計を立てている本業の仕事にプラスアルファの活動として取り組むことができます。

弁護士会は、国際協力活動に参加する場でもありますが、会員を支援する組織でもあります。入った法律事務所が留学を支援してくれることもありますが、それがない場合は、日弁連の支援制度を受けることができます。今日ご参加の弁護士の方には、現在募集中で8月末締め切りの留学プログラムの応募を考えている方もいるかもしれません。IBAやLAWASIAなどの国際会議に若手が参加できる補助プログラムもあります。弁護士登録後10年以内の会員が補助対象ですが、コロナ禍もあったので今回は登録12年以内が対象になっています。現在、今年12月から来年3月までに開催する会議の補助希望者を募集中です。また、香港のソリシター会との交換プログラムもありますが、残念ながら今はコロナ禍で活動が止まっています。

弁護士会では、国際公務キャリアサポートも行っています。「国際公務」は、国際協力と

いう言葉と実はかなりオーバーラップすると思っているのですが、国際機関での勤務や日本の公務員としての勤務、国際 NGO やシンクタンクでの勤務、国際司法支援(長期専門家や JICA 本部勤務)などを含め、つながりや広がりのある国際分野の仕事を示す言葉です。弁護士会は、そうしたキャリアの支援や情報提供を行う活動をしています。キャリアチェンジやキャリアステップを考えるときに、少し早めに相談や準備ができるよう、サポートの一つの手段として国際公務相談窓口もあります。日弁連の制度としては珍しく、弁護士だけでなく、弁護士登録経験者だが現在は弁護士登録していない人も、対象にしています。

その他に、国際機関駐日事務所でのインターンシップもサポートしていますし、また、「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を毎年開催しており、今年は9月17日に開催予定です。このセミナーは対象が広く、弁護士のほか、司法修習生や法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に実施しています。

大変雑ぱくでしたが、これで私の話を終わりたいと思います。

(司会) 山本先生、どうもありがとうございました。弁護士として専門性を生かしてさまざまな国際活動ができるということや、国際活動の場として弁護士会があり、いろいろな活動ができること、最後に弁護士会による弁護士の国際活動やキャリア構築のための支援制度についてお話しいただきました。

それでは最後に、UNDPの稲垣様にお話を頂きたいと思います。稲垣様、よろしくお願いします。

「国連開発計画 (United Nations Development Programme) での仕事」 稲垣 健太 (UNDP 危機局 法の支配・セキュリティ・人権専門官)

皆さま、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました国連開発計画(UNDP)の稲垣と申します。本日はこのような場でお話しさせていただく機会を頂き、ありがとうございます。

私は柴田審議官と同じく日本の検事の出身で、約8年ほど東京、千葉、埼玉、青森、沖縄といった地方の検察庁で刑事事件の捜査や裁判をしました。その後、4年くらい前から、ニューヨークにある UNDP の本部で、法の支配や司法、セキュリティ、人権といった非常に幅広い政策分野を担当するチームに所属し、日本と国連を行ったり来たりしながら仕事をしています。

UNDP は、国連の開発分野における中核的な機関で、規模も国連の中では大きいです。途上国を中心とする 170 カ国で活動しており、これだけ現場のプレゼンスがあるのは UNDP くらいだといわれています。職員数も 1 万 7000 人程度います。活動の幅も非常に広く、従来中心となってきたのは貧困の根絶です。国家の仕組みの整備、いわゆるガバナンスといわれる分野は非常に広いですが、そこも包括的に担えるのは UNDP ならではといわれています。また、災害や紛争などの危機に瀕した国が素早く回復できるための回復力(レジリエンス)、いわば国の地力を、危機に対応するときにはもちろん、危機をある意味予見して平素から力を付けていくという活動もあります。近年は気候変動を含めて環境にも非常に力を入れていますし、クリーンエネルギーの普及やジェンダー平等も重要な開発分野となっています。

国連の中でも特に UNDP のような開発機関は、基本的に途上国の現場が活動の中心です。私が今いる本部は、それをバックサポートすることが仕事です。では、本部では具体的にどのようなことをしているかというと、一つ目は、活動の中心である各国の現地オフィスで法の支配や司法、人権といった分野のプロジェクトをする際の技術的なアドバイスを提供したり、資金的・人的なサポートを提供することです。

二つ目は本部ならではの仕事として、国連全体もしくは UNDP の法の支配や人権に関わる戦略文書や政策文書、ガイドライン、そしてそれらを基礎付けるリサーチやレポートを作成することです。

三つ目は国連内外の機関とのパートナーシップ形成です。これが UNDP では非常に強調されています。開発の活動はどこかの機関が単独で行っても効果が非常に薄いので、国連の機関もしくは国連の外の機関と一緒に活動することが基本になっています。JICA も非常に重要なパートナーですが、そういった国連内外の機関もしくはドナーとのパートナーシップの形成を日頃から行っています。

今日は時間の関係で詳しい仕事内容までは踏み込めないと思いますが、われわれ UNDP の活動の大きな指針となっているのは SDGs です。法の支配の場合は、特に SDG16 が非常に重要なゴールです。これは SDGs の前身の MDGs には含まれていなかったガバナンスに関するゴールです。ある意味、それが含まれていなかったから他のゴールの達成が阻まれていた部分もあり、ガバナンスの重要性が MDGs の経験からレッスンとして学ばれ、SDG16が SDGs に含まれたという経緯があります。従って、UNDP として非常に重要なゴールだと考えています。特に司法の分野では 16.3 の「全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ということがターゲットとなり、まさに私も UNDP で司法アクセスに関する活動をしています。ここまでが仕事の簡単な紹介です。

今回は学生の方々が多いということで、事前に ABLF の先生方から、国際機関で日本人 lawyer として働く肌感覚を話してほしいという依頼を頂きました。あまりそういったこと は考えたことがなかったのですが、思い返してお話ししようと思います。

まず国際機関で働く上でのやりがいですが、今言ったような SDGs や人間の安全保障は、日本の開発協力の非常に重要なプリンシプルでもあります。元々は UNDP が「人間開発報告書」の中で 1994 年に提唱し、それを日本が取り込んで UNDP と共にこれまで 20 年以上推進してきた経緯があります。人類共通の崇高な理念というべき SDGs や人間の安全保障という大きな目標に貢献できることは大きなやりがいです。

また、現代の世界で最も困難な問題、まだ誰も解決できていない問題は、例えばロシアによるウクライナ侵攻に端を発する世界的な食料危機やエネルギー危機、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、気候変動の危機的状況、コロナ禍のずっと前から各国に存在する経済的・社会的な格差や不平等と、それがコロナ禍によってさらに加速し、あらわになってきたこと、移民・難民の問題、急速なデジタル化など、挙げれば切りがありません。こういった人類が直面している大きな課題に正面から取り組み、クリアな答えはないのですが、その都度知恵を絞りソリューションを提示していくというのが UNDP の仕事です。そういったことに自分が少しでも関われるというのは非常にやりがいを感じますし、知的にも非常に面白い、興味深い仕事だと思っています。特に法の支配は、その国の政治権力や社会文化と切っても切り離せないところがあり、UNDPが取り組んでいる分野の中でも

とりわけ成果を出すのが難しい分野です。それは最近のいろいろな情勢を見ても明らかだ と思いますが、だからこそ諦めてはいけなくて、誰かが旗を振って進めていかなければい けません。そういう役の一端を担えることはやりがいがあると思います。

また、実際の仕事面で言うと、私の場合は非常にチームに恵まれて、いろいろな国籍や文化、バックグラウンドの人たちと働いています。そのこと自体も非常に面白いですし、また、国連に入る前は、国連というのは欧米のワーキングカルチャーだと聞いていたので、日本は組織の中で飲み会などもあり人と人との関係が非常に近いのに対して、欧米はドライなのかなと考えていたのですが、入ってみたらむしろ逆で、人との関係を非常に重要視していることが分かりました。もちろん日本のような、お互いに言わなくても分かるという暗黙の了解がないので、最初はよく話をして、相手のことをよく知って信頼関係をつくることが、難しい仕事を一緒にしていく上でやはり非常に重要なのだろうと感じていますし、周りの人からもそう言われました。ですから、今はコロナ禍で働き方が変わってしまっていますが、オフィスに行ったらランチやコーヒーの時間にいろいろな人と話をして、積極的に交流するようにしています。そういったところで仕事をするのは大変面白いです。

他方で、チャレンジングなこともあります。本日のフォーラムにも通底する話ですが、 国際開発が非常に盛り上がっていた 10 年前、20 年前と比べ、今、世界は非常に厳しい状況にあります。政治的に国と国との分断が深まっています。国際協力はそもそも国と国との関係が良くなければ進まないので、特に政治が絡んでくる法の支配の仕事はますます難しくなっています。

資金的な面では、コロナ禍前からいろいろな人道危機は世界各地で起きていましたが、 コロナ禍以降は、コロナ禍そのものが世界各地で人道的な危機を生じさせ、日本も含めて 各国が財政出動を行わなければいけない状況になりました。

そして今回のウクライナ侵攻では、人道支援のニーズがどんどん高まっています。水や食料、テントなどの提供はまさに人々の人道ニーズに応える仕事ですが、効果は非常にショートタームです。それに対し開発というのはもっと時間がかかります。特に法の支配は本当にロングタームの仕事ですが、これだけ世界各地で危機が頻発すると、ロングタームの仕事は資金が回りづらくなり、非常に難しくなってきます。従って、どれだけ自分たちの仕事が重要なのかということを常に見直し、常に新しいナラティブで語っていくことが求められていると感じています。

国連の仕事にはもう一つチャレンジなことがあります。国連は非常に大きな組織で、日本の政府以上に非常に複雑です。非集権的な部分もあり、日本の組織のようにトップダウンで物事が決まるような仕組みになっていません。従って、いろいろなところにアンテナを張り、情報収集し、慎重に進めていかないと物事がなかなかうまくいきません。そういったところが、私も慣れるまで少し時間がかかりましたが、最初は非常に難しいところだと思います。このように難しい仕事ですが、モチベーションを持って頑張っていこうと思っています。

学生の皆さんはウクライナの戦争を目の当たりにしていますが、私が高校生のときには 9.11 のアメリカ同時多発テロや、その後のアフガン戦争、イラク戦争、中東の問題が非常 にクローズアップされ、私も中東のことを勉強してサウジアラビアに研修に行ったことが あります。また、大学では日本の近現代史を学び、日本の戦争と平和の問題を考えたりし

ました。本日も平和という言葉が何度か出ていましたが、国連では、法の支配は平和と密接に語られています。元々、20~30年前の平和と安全に関する国連の議論の中から現在の法の支配というアジェンダが生まれてきた経緯があります。司法や法の支配が戦争や平和とつながっていることは、日本にいるとあまり見えないと思いますが、平和構築のプロセスをたどっている他の国を見ればよく分かることで、むしろ国際社会において法の支配はそのように語られるというのが一般的だと思います。

コロナ禍があり、去年はミャンマーの件、アフガニスタンの件と非常に衝撃的なことが続き、そして今年はウクライナの件ということで、年々非常に厳しくなってきていると思いますが、それでも諦めずにチャレンジする気持ちを持ち続けたいと思いますし、そういう気持ちを持った方と一緒に仕事ができたらと思っています。

(司会) 稲垣様、どうもありがとうございました。UNDPという国際機関での仕事内容と、国際機関で働くということはどういうことか、そのやりがいやチャレンジングなところについて、感じていらっしゃることを率直にお話しいただいたと思います。

質疑応答

(司会) それでは、これより質疑応答に移りたいと思います。参加者の皆さんで質問のある方は、画面下にあるチャット機能を利用して質問をお寄せいただければと思います。 ただ、時間も押しているので、挙手ボタンを押して質問していただいても構いません。 何か質問のある方はいますか。

(質問者1) 皆さま、本日はありがとうございました。松尾先生に質問したいのですが、 講演の最後の方で、われわれに今できることという位置付けで、例えばマイノリティの方 への声掛け等をしていき、それが法整備支援等にも連続していくという話があったと思い ます。それが究極には今のロシアのような国際秩序を蹂躙(じゅうりん)するような存在 に反対する力にもなり得るということだと思うのですが、その流れとしては、マイノリティとマジョリティが分断されていない実質のある民主主義が構築され、それによって一つ でも多くの法の支配を構築した国家ができていき、例えば国際穀物理事会(IGC)のよう なロシアにも具体的に対抗するような策が生じるという理解でよろしいでしょうか。

(松尾) おっしゃるとおりです。国内外で民主主義の本当の意味がしっかりと共有されているかというと、現時点では必ずしもそうではないと思うのです。民主主義の要素として表現の自由や結社の自由はもちろん重要ですが、やはり民主主義の根本というのは、個々の市民が自分の立場と他人の立場を入れ替えて考え、違いを乗り越えて相互に尊重し合いながら共存できる社会を自ら築いていけるというところが本質的に大事なポイントであり、表現の自由や結社の自由はあくまでその手段だと思うのです。そういう基本的な理解の共有というのは、地道に草の根的に広めていくプロセスをバイパスできないのではないかと思います。政府などの大きな組織の決定と活動によるマクロ的なアプローチももちろん大事ですが、自分の周囲から始めて、そういう地道な活動により、違う立場の人たちと共存

し協力することが大きな力になるということを、一人でも多くの人々と共有していくというミクロなアプローチも不可欠です。マクロとミクロの双方の活動を通じて、個々人の権利が誰でも、いつでも、どこでもきちんと守られるべきであるという権利意識・法意識が一人でも多くの人々の心の中に定着すること、それが法の支配の実質をなす最小限の粒子であると思うのです。ですから、あらゆる機会を利用し民主主義の意味を共有していくことが、確実に法の支配を根付かせていく力になると思います。

専制国家をコントロールできるのは、究極的にはその国の国民だと思います。逆に言えば、専制が許されているのは、国民からの支持がそれなりにあるからだと思います。従って、目に見えない政治・統治・権力とその内実をなす国民の意識や支持との関係から見直していく必要があるのではないかと思っています。ですから、まさに質問者1さんが的確にサマライズしてくれたとおりだと思っています。

(司会) 他に質問のある方は、挙手かチャットでお寄せいただければと思います。いかがでしょうか。

なければ、私から稲垣さんに質問させてください。日本人の法律家として国際機関で働いている中で、日本人の法律家であることの国際機関における強みや弱み、何とかしなければいけないと感じるところはありますか。

(稲垣) 私もよく考えるのですが、強みとしては、lawyer だけに限らず、日本人の事務的な能力は非常に高いという定評があるのではないかと思います。また、先ほど国連は非常に大きな組織だと言いましたが、私自身、日本政府の中で働いた経験は活きていると思いますし、日本の lawyer として基本的なリスニングやライティングのトレーニングは受けてきたので、そういった力は国連でも当然生きていると思います。

他方で弱みは、私もまだまだですが、主張する力でしょうか。先ほど言ったとおり、言わなくても分かってくれるということはまずないので、常に自分の意見を表明したり、必要なことはちゃんと声を上げて言っていくことが大事で、それは意識的にやらなければいけないと思っています。

(司会) 逆に言うと、国際機関でしっかりとキャリアを作っていくためには、自分の主張をしっかりと人前で言える能力を学生のうちからトレーニングした方がいいということでしょうか。ありがとうございました。

チャットで mm さんから質問が来ているので読み上げます。「稲垣さんに質問させていただきます。先ほど、法の支配はグローバルには平和と並行に語られることが多いとありましたが、これは例えば紛争状態になると法の執行がきちんとされなくなり、選挙が行われなかったり、活動家が不当に有罪判決を受けたりするが、紛争を止めて国連平和維持活動(PKO)が介入したり、平和構築がなされると、法の支配が有効に働くようになるということをイメージすればよろしいでしょうか。これ以外の具体的なイメージがあれば教えていただけると幸いです」というご質問です。稲垣さん、いかがでしょうか。

(稲垣) おっしゃるようなイメージで大体正しいと思います。ただ、先ほど手短に話し

てしまったので不正確だったかもしれませんが、並行に語られるというよりは、平和構築に不可欠な要素として法の支配というアジェンダが注目されてきたのが、私の理解では2000年代の初めごろではないかと思っています。そのころに国連でrule of law が非常に大きく語られるようになりました。また、UNDPのrule of law の本部のプログラムはそういったところを淵源として持っているので、PKOのミッションが展開されているような国々での法の支配の活動に UNDP はこれまで関与してきましたし、そういったところに非常に強みを持っています。

一つ重要な用語として、移行期的正義(transitional justice)という言葉があります。日本も極東国際軍事裁判(東京裁判)がありましたが、戦争があった場合には、平和をつくっていく基礎となるような司法的な解決が必要になります。冷戦後のいろいろな地域紛争で和平が達成された国々において transitional justice の問題が大きくなっていき、そもそも司法制度がないと平和の基礎がつくられないということが言われるようになりました。これも法の支配と平和の密接さの一例と言えるかと思います。

(司会) もう一つ、チャットで質問者 2 様から質問が来ています。「以前、カンボジア王 立法律経済大学では日本語で日本の法律の教育がなされていると知りました。その理由としては、言語によるニュアンスやイメージに差が生じるからと聞きました。そのような問題はあるのでしょうか。感覚の違いによる問題など、大変抽象的で専門性の低い質問ですが、お時間がありましたらお聞きしたいです」というご質問です。これはどなたにお聞きすればいいでしょうか。カンボジアでの経験がある方がいいかと思いますが、講師の方で、どなたか質問に答えてみたいという方がいらっしゃればお答えいただければと思います。

(井出) 差し支えなければ、柴田審議官がまさにカンボジアの専門家でいらっしゃった ので、いかがでしょうか。松尾先生もご知見があるかと思います。

(司会) 柴田さん、何かカンボジアでの経験からコメントを頂けますか。

(柴田) 起草等に関しては松尾先生の方が詳しいかと思いますが、カンボジアに限らず、やはり言語が異なると概念が違ってくるので、翻訳を一つ一つしていくといろいろな齟齬が生まれるということはあります。カンボジア王立法律経済大学では日本語で勉強しているという話でしたが、カンボジアの民事訴訟法の起草支援の過程では、日本人の専門家がカンボジアの言語であるクメール語を理解していて、その人がクメール語を使って支援をしていました。言語の違いにより齟齬が生じるという問題はきっとどの言語でもあるのだろうと思っています。

松尾先生、ご経験から何かあれば、追加いただければと思います。

(松尾) まさに柴田さんがおっしゃったとおりで、法律の条文やその解釈についての議論を翻訳するときに、対応する言語やさらには対応する概念そのものがないことがあります。法律の起草支援や教科書等の作成支援では、翻訳や通訳を通じて作業を進めることが多いのですが、言葉の意味や考え方が正確に伝わっているかどうかについては、常に確認

が必要です。したがって、外国の人が日本の法律制度について理解するときは、むしろ日本語で理解した方がよく分かるのではないかということで、名古屋大学は日本法教育研究センターを設け、日本語を勉強してもらい、日本語で日本法を学ぶ機会を提供しています。ですから、それぞれの国の法律を理解するためには、それぞれの国の言語を通じて理解した方がはるかに大きなアドバンテージがあるということは、質問者2さんが確認されたとおりだと思います。

- (司会) 他に質問はいかがでしょうか。ないようでしたら、また私から井出さんに一つ質問させてください。法分野に限らず国際協力を目指す学生にとって、学生のうちにしておいた方がいいことや、気を付けた方がいいことなどについて、何かアドバイスはありますか。
- (井出) 私自身はふらふらと学生時代を過ごしていたので、きちんとした回答にならないかもしれませんが、基本的に、そのとき自分が関心を持ったことを一つ一つ一生懸命追究していくことが大事なのかなと思っています。私は弁護士を十数年間務めていたときは、国際協力にあまり関係ないところにいて、倒産や事業再生などの分野の仕事をしていましたが、そこで精いっぱい仕事に取り組んだことも生きてくることがあると思いますので、これというものはないのですけれども、目の前の関心を持ったことに 100%取り組んでいくことが大事なのではないかと思います。
- (司会) ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。少し時間が押していますが、どうしても聞いておきたいことや、お尻に火がつくようなバーニングクエスチョンがあれば受け付けたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (質問者3) 本日は貴重なお時間をありがとうございます。私は上智大学の法学部2年生です。高校生のときにカナダに留学したのですが、カナダではいろいろな人種の人たちが住んでいて、そこから多文化共生社会や難民問題、移民問題などに関心を持つようになりました。そして、法の観点からそういう問題を分析したくて上智大学の国際関係法学科に入りました。ただ、勉強しているうちに法律にもすごく興味が湧いて、成績をちょっと高めに取れて法曹コースに入ることができました。やはり司法試験に受かるためにはものすごい勉強時間が必要で、ただ、自分は国際機関にもすごく興味があって、どちらを優先して頑張ればいいのかすごく悩んでいます。もしよろしければ、何かアイデアというか、今後どうすべきなのかというご意見をお聞きしたいです。
- (司会) 司法試験の話もあるので、山本さん、弁護士として何かアドバイスはありますか。
- (山本) なかなか大事な相談なので、ここで簡単に答えていいのかという問題があります。私たちが相談対応するときも、もう少し話を伺ってからということになるのですが、 法曹コースから法曹資格の取得を目指しているということなので、まずは目の前のコース

の勉強と試験に向けた勉強に集中するということかなと思います。ただ、ご自身の元々の 関心もとても大事なので、それはいわば勉強のお供というか息抜きというか、まずは目の 前の法曹資格を得るための勉強に注力するといいのかなと思います。

井出さんがお答えになるかもしれません。井出さん、お願いします。

(井出) 私がアメリカのロースクルールに留学したときの同級生で、ペルー人やロシア人など、いろいろな国籍の弁護士が、アジア開発銀行(ADB)や世界銀行などで働いています。UNDPで一時期働いていたパレスチナ人などもいます。法曹資格があって国際協力の場に行くというのは、日本だと特殊ルートに見えるかもしれませんが、世界を見渡すとすごく当たり前のことなのだろうと思うので、ぜひそういう感覚でチャレンジしていただけるとよいのではないかと思いました。

(質問者3) ありがとうございます。私も将来、資格を持って国際機関で頑張っていきたいと考えているので、大変参考になりました。

(司会) もう一人、それで最後の質問としたいと思います。

(質問者4) 横浜国立大学の博士課程1年生で、カンボジアから参りました。松尾先生に伺いたいのですが、私は今、カンボジアの不動産や取引上の問題などについて調べています。やはり今までのカンボジアの法制度は日本の支援によるところが大きく、カンボジアの専門家も、いろいろな支援を通して、そのノウハウを前より活用できるようになってきたと言えるのですが、一方で、まだまだ実現できないことも多いです。例えば民事訴訟法や民法の適用など、まだまだ大きな課題があります。法律の規定と、実際の適用や手続には乖離があることが多いのですが、この問題は法と開発の観点から見ると時間の問題でしょうか。あるいは、国全体の法制度にそもそも何か問題があり、まだまだ法に基づく実現はできないということなのでしょうか。

(松尾) 質問者4さんのご質問は、すごくいい質問ですし、開発法学や法整備支援における根本的な問題だと思います。私も深く共感します。私の考えは、質問者4さんがおっしゃったように、今あるカンボジアの民法や民事訴訟法を実際に適用し、もし不都合があれば改正を積み重ねていく、あるいはそれらの法律を適用する過程で、改正までは必要ないけれども、このように解釈すべきだという独自の運用も出てくると思うので、それをカンボジアの判例や解釈論として形成していくことが、カンボジアならではの法を作っていくための第一歩になるのではないか、というものです。それは日本法やその解釈とも違うもでしょうし、カンボジア独自のものにこれからなっていくのではないかと思います。

法制度の形成というのは、白いキャンバスに絵を描くのとは違いますし、計画したとおりに進むものでもありません。与えられた所与の条件から出発し、かつ想定内および想定外の様々な帰結を吟味しながら、本当にステップ・バイ・ステップで少しずつ進めてゆくしかないと思うのです。ですから、現在あるものをいかに生かし、より適合するものに育てていくかということが大事ですし、それはカンボジアでも十分に可能ではないかと思っ

ています。今ある法制度を適用し、不都合があれば改正するというサイクルに乗せていく ことが、質問者4さんたちの世代のすごく大きな役割ではないかと思っています。ですか ら、将来的にカンボジア独自の法発展の可能性は大いにあると思っています。

(質問者4) ご指摘ありがとうございました。先ほど先生が、今の法制度をそのまま少しずつ適用していけば将来的に可能性はあるのではないかとおっしゃったのですが、私もすごく同感しました。ただ、今のカンボジアは、民法自体を原則として理解しているのですが、法解釈というのがカンボジア人やカンボジアの専門家にとってすごく新しい概念で、みんなこういうことについてあまり理解していません。しかも、今のカンボジアは日本と違い、先例がないし、学説や通説もあまり議論されていないので、私が日本でカンボジアの問題を把握し研究する機会があっても、日本と比較したりすることはすごく大変です。どうやって比較すべきなのかという問題があります。あるいは、例えばカンボジアの債権法は日本のものをそのまま導入してしまっていることが多く、日本は債権法をもう改正したので、カンボジアもこれから債権法をどう考えていくのかということも、すごく大きな課題だと思います。物権変動に関することも、今までのカンボジアの議論の中になかなか見つけられません。このような研究会も最近は幾つか出てきましたが、まだすごく少ないので、私は研究者として自分の国を研究したい気持ちがすごく強いのですが、自分の国を比較することが今はとても大変な時期です。しかし、先ほどの先生のご指摘はすごく大事で、本当に参考になります。

(松尾) まさに質問者4さんたちが、これから法のセオリーを育ててゆくのだと思うのです。そのためには、法律の規定の背景にある原理・原則を理解し、なぜそうなっているのかという理由についてのカンボジアの法律学の理論を育てていくことが、次の改正や法解釈論の展開に結び付くと思います。まさにそういう役割を質問者4さんたちが負っているのだと思います。ぜひ、法律学を育てていくという観点から頑張ってほしいと思います。素晴らしいことだと思います。大変だと思いますが、頑張ってください。

(質問者4) ありがとうございました。

(司会) それでは、時間になりましたので、酒井邦彦副代表から閉会の言葉を頂きたい と思います。酒井副代表、よろしくお願いします。

閉会のご挨拶

酒井 邦彦 氏(ABLF 副代表)

ABLF 副代表の酒井です。本日はたくさんの方に参加していただき、また、一流の講師の皆さまにそれぞれ違う立場から非常に興味深い話を頂き、本当にありがとうございます。

私は弁護士や検事として 40 年以上、外交や国連、ODA といったことで国際関係に携わってきました。今回、国際協力というテーマを設定したのは、ある大学の法学部の学生から、「自分は将来、法整備支援に関わりたいのだけれども、どのように勉強したらいいでしょうか。あるいは、司法試験を受けるのか公共政策大学院を受けるのか、どうしたらいい

でしょうか」という、質問者3さんと同じような質問を受けたことがあったからです。他にも法科大学院生と接すると同じようなことを聞かれることがあり、それならこの際、若い人たちに対してフォーラムを開いてみようと思いました。ご参加いただいた皆さん、本当にありがとうございました。

なぜ国際協力なのかというと、理由は簡単で、世界は協力しなければいけないからです。 では、なぜ協力しなければいけないかというと、世界は一つだからです。最近、ロシアの ウクライナ侵攻に起因してアフリカで深刻な食料危機が起き、子どもたちが栄養失調にな っています。それから、今日の東京は感染者を3万9000人出していますが、実は今のオミ クロン変異株のBA5というのは南アフリカで発生した変異株です。このままいくと、今度 は日本初の変異株が出る可能性もあり、コロナ対策も世界で取り組んでいかなければいけ ない課題です。

一国だけで繁栄はできませんし、一国だけが幸せになることはできません。さらに、一人だけで幸せになることもできません。例えばつい最近、ミャンマーで民主派の活動家 4 名に対して死刑が執行されました。そういう日は、どんなに楽しく友人たちと飲んで語らっても、そのニュースに接することによって不幸のどん底に落ち、苦しくて夜も眠れない日になってしまいます。ウクライナの悲惨な映像が毎日流されていますが、お父さんとお母さんが爆撃で死んでしまった幼い子どもの映像などが映ると、胸がつぶれそうになります。それが恐らく人権の本質だと思うのです。例えば北朝鮮にしても、日本のすぐ隣にあのような貧困で自由のない国があること自体が日本人を不幸にします。個人の尊厳を世界みんなが共有しなければいけません。個人の尊厳を守るということが、法の支配の究極の目標なのだと思います。ですから、今日の話を聞いた皆さん、特に若い人たちは、これからどんどん国際社会に飛び込んでいってほしいと思いますし、今日のフォーラムが少しでも背中を押す役割になれたらと思っています。

まだまだ質問はあると思いますが、主催者の一つである国際民商事法センター(ICCLC)のホームページに問い合わせ先の記載があるので、そちらにメールを頂ければ、私なり本日の講師の皆さまなりが答えられることはお答えしたいと思いますので、ご利用いただけたらと思います。本日はどうもありがとうございました。

閉会

(司会) 酒井副代表、どうもありがとうございました。時間になりましたので、これをもちましてアジアビジネスローフォーラム研究会「国際協力と法の役割~より良い国際社会の実現を目指して」を終わりにしたいと思います。皆さま、本日は当研究会にご参加いただき、誠にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL: (03) 3505-0525 FAX: (03) 3505-0833

E-mail: icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当:青木